

教 高 第 5 2 号
令和4年（2022年）4月7日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長 様
高 等 部 を 置 く 道 立 特 別 支 援 学 校 長
札 幌 市 を 除 く 関 係 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 札 幌 市 を 除 く 各 市 町 村 立 高 等 学 校 長 ）

北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 高 校 教 育 課 長 山 城 宏 一
北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 長 大 畑 明 美

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
このことにつきまして、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局長から通知があったので、通知します。

〔 高 校 教 育 指 導 係 〕
〔 特 別 支 援 教 育 指 導 係 〕



3文科教第1485号
令和4年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第15号）」、別添2のとおり「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第54号）」及び別添3のとおり「高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第55号）」が令和4年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

これら省令及び告示の改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏のないよう御対応願います。

また、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校等及び学校設置会社に対し、本通知の趣旨について十分御周知くださるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の省令及び告示の改正については、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」及び令和3年9月の高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議報告「高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）」の提言を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部において実施されている、特別の教育課程を編成して行う日本語指導を、高等学校等においても実施できるよう、所要の規定を整備するものである。

第2 改正の概要

1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正

(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において、日本語に通じない生徒のうち、当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条又は第84条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（第86条の2、第108条、第132条の3関係）

(2) 第86条の2の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該生徒の在学する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（第86条の3、第108条、第132条の4関係）

2 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「平成5年告示」という。）の一部改正

高等学校又は中等教育学校の後期課程において平成5年告示に定める障害に応じた特別の指導に加え、日本語の能力に応じた特別の指導を行うときは、2種類の指導

に係る修得単位数の合計が 21 単位を超えないものとする。 (3 関係)

3 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）の一部改正

(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部等において、上記 1 (1) に該当する生徒に対し、規則第 86 条の 2 (第 108 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 132 条の 3 の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、日本語の能力に応じた特別の指導を、その教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとすること。ただし、次の各号に掲げる学校においては、日本語の能力に応じた特別の指導を、それぞれ当該各号に掲げるものに替えることはできないものとする。 (本文)

- ① 高等学校及び中等教育学校の後期課程においては、高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号。以下、単に「高等学校学習指導要領」という。）第一章第二款の 3 (2) のアに規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款的 3 (2) のイに規定する普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、同款的 3 (2) のウに規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、同款的 3 (2) のエに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款的 3 (3) のエ、オ及びカ並びに同款的 5 (7) の規定により行う特別活動
- ② 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。）においては、特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年文部科学省告示第 14 号。以下、単に「特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第一章第二節第二款の 3 (1) のイ (ア) に規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款的 3 (1) のイ (イ) に規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目並びに同款的 3 (1) のウ (ウ) 及び (エ) の規定により行う特別活動
- ③ 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。）においては、特別支援学校高等部学習指導要領第一章第二節第二款の 3 (2) のア (イ) ㉑ に規定する全ての生徒に履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動の全部、同款的 3 (2) のア (ウ) に規定する専門学科において一以上履修させる専門教科の全部並びに同款的 3 (2) のイ (エ) 及び (オ) の規定により行う特別活動

(2) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。）において、日本語の能力に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、21 単位を超えない範囲で当該高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単

位数のうちに加えることができるものとする。

また、高等学校又は中等教育学校の後期課程において日本語の能力に応じた特別の指導に加え、平成5年告示に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2種類の指導に係る修得単位数の合計が21単位を超えない範囲で、当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。(3関係)

- (3) 特別支援学校の高等部(知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。)における日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数について、894単位時間を超えない範囲で当該特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な授業時数のうちに加えることができるものとする。ただし、この場合においても、専門学科においては、全ての生徒に履修させる専門教科の授業時数が875単位時間を下回らないものとする。(4関係)

4 高等学校学習指導要領の一部改正

日本語の修得に困難のある生徒に対して、規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、日本語の能力に応じた特別の指導の単位の修得の認定については、次のとおりとする。(第1章第5款2(2)のウ関係)

- ① 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って日本語の能力に応じた特別の指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならないこと。
- ② 学校においては、生徒が日本語の能力に応じた特別の指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に日本語の能力に応じた特別の指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

5 特別支援学校高等部学習指導要領の一部改正

日本語の修得に困難のある生徒に対して、規則第132条の3の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、教師

間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、日本語の能力に応じた特別の指導における単位の修得の認定については、次のとおりとすること。(第1章第5款2(3)関係)

- ① 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って日本語の能力に応じた特別の指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならないこと。
- ② 学校においては、生徒が日本語の能力に応じた特別の指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とすること。ただし、年度途中から日本語の能力に応じた特別の指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に日本語の能力に応じた特別の指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができること。

第3 留意事項

1 指導の内容等について

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導には、当該指導の対象となる生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該生徒が各教科等の指導に主体的に参画することができることを目的とする指導も含むものとする。
- (2) 日本語の能力に応じた特別の指導の週当たりの授業時数については、当該生徒の状況等を十分考慮し、過度な負担とならないよう配慮すること。なお、生徒の日本語の能力等の実態を踏まえ、高等学校等入学直後における集中的な指導や週当たりの授業時数の段階的な設定等、弾力的な運用にも留意すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、高等学校生徒指導要録(参考様式)及び[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]高等部生徒指導要録(参考様式)の様式1(学籍に関する記録)裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」及び様式2(指導に関する記録)の「各教科・科目等の学習の記録」の「総合的な探究の時間」の欄の次に「日本語指導」の欄を設けて修得単位数の計を記載すること。また、高等学校及び特別支援学校高等部指導要録(参考様式)の様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、日本語の能力に応じた特別の指導を受けた学校名、授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学

校において日本語の能力に応じた特別の指導を受けた場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 対象となる生徒について

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導の対象となる生徒については、その国籍を問わず、海外に一定期間在留した後に来日又は帰国した生徒や、日本国内で生まれ育ったが家庭内で日本語以外の言語を使用する生活歴のある生徒等のうち、学校生活を送るとともに各教科等の学習活動に取り組むための日本語の能力が十分でないものを指すものとする。
- (2) 日本語の能力に応じた特別の指導の対象とすることが適当な生徒の判断については、学校長の責任の下で行うこととする。その際、日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師を始めとする複数人により、生徒の日本語の能力等の実態を多面的な観点から把握・評価した結果を参考とすることが望ましいこと。

3 実施形態について

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導の実施については、①生徒が在学する学校において指導を受ける、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通学し、指導を受ける、③日本語の指導を担当する教師が該当する生徒が在学する学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う、という形態が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、日本語の指導の担当教師と各教科等の担任教師との連絡調整・連携の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実情を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他の学校において指導を行う場合の取り扱いについては、当該指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定めることとし、当該定めに従って実施すること。その際、当該指導を受ける生徒の特別の教育課程については、その在学する学校が責任をもって編成すること。
- (3) 他の学校に在学する生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語の能力に応じた特別の指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (4) 日本語の能力に応じた特別の指導を受ける生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒が他の学校において指導を受ける場合には、当該生徒の教育について、あらかじめ、日本語の能力に応じた特別の指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。

- (5) 特別支援学校の高等部に在学する生徒に対して日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合についても、(1)と同様の実施形態が考えられる。なお、当該生徒に対し、他の学校において日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合は、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 日本語の能力に応じた特別の指導を行う学校において、障害のある生徒を指導するための体制や施設設備が十分に整備されていること。
 - ② 障害のある生徒が、在学する学校又は自宅等から日本語の能力に応じた特別の指導を行う学校に通学するに当たっては、その距離や時間、生徒の障害の状態等を勘案し、教職員や保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分配慮すること。

4 担当する教師等について

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師は、高等学校教諭免許状を有する必要があるが、加えて、日本語の指導に関する知識や経験を有する教師であることが望ましいが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。
- (2) 日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師は、日本語の能力等を始めとした生徒の実態の把握や指導計画の作成、日本語の指導及び学習の評価を行うものとする。また、日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師は、指導を受ける生徒の在籍学級の担任教師との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教師が、本務となる学校以外の学校において日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合には、任命権者が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教師の身分取扱いを明確にすること。
- (4) 学校・地域等の実情に応じて、日本語の指導に関する専門的な知識を有する者や外国語に通じる者を配置し、日本語の能力に応じた特別の指導の補助や母語による支援等を行うものとする。

5 個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導の対象となる生徒が在学する学校において個別の指導計画を作成するに当たっては、対象となる生徒の日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にすること。また、生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。

なお、指導計画の様式は学校・各地域の実情等に応じて定めるものとする。

- (2) 中学校等においても日本語の能力に応じた特別の指導の対象であった生徒については、その指導内容に係る中学校等からの引継ぎや情報提供のための仕組

み作りが必要であること。このため、中学校等を設置する市区町村教育委員会等においては、高等学校等を設置する都道府県教育委員会等とも連携しながら、当該生徒の中学校等における個別の指導計画の作成や高等学校等への引継ぎを促進するなどの体制構築に努めること。なお、保護者の同意を事前に得るなど、個人情報 の取扱いには十分に留意すること。

6 その他

- (1) 日本語の能力に応じた特別の指導の対象となる生徒が在学する高等学校等においては、日本語の指導を始めとするきめ細かな指導を実施できるよう、組織的な指導体制作り に努めること。その際に、学校・地域の実情に応じて、国際交流協会やNPO等の関係機関と連携を図ること。
 - (2) 各教科等の授業においても、当該生徒の日本語の理解促進を意識した指導を行うことが重要であることを全ての教師が理解し、学校全体での指導力の向上に努めること。
 - (3) 高等学校等を設置する都道府県教育委員会等は、市区町村教育委員会等と連携しつつ、外国人生徒・保護者を対象とした高等学校進学ガイダンスの実施や公立高等学校入学者選抜における外国人生徒・帰国生徒等に対する取組の実施などに努めること。また、首長部局（多文化共生部局、福祉部局等）や国際交流協会、NPO等の関係機関と連携し、高等学校における指導体制構築を支援すること。
- (別添1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第15号）
- (別添2) 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第54号）
- (別添3) 高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第55号）
- (別添4) 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に係るQ&A【高等学校版】（文部科学省総合教育政策局国際教育課）

<本件担当>
文部科学省総合教育政策局
国際教育課 日本語指導係
03-5253-4111（内線2035）

○文部科学省令第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八十六条の二 高等学校において、日本語に通じない生徒のうち、当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条及び第八十四条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。</p> <p>第八十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該生徒の在学する高等学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。</p> <p>第八十八条 「略」</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条から第八十六条の三まで及び第八十八条の二の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と、第八十六条の二中「第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第八十八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百三十二条の三 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第八十八条 「略」</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条の二の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教</p>

ものを教育する場合は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等学校において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条の二（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第百三十二条の三及び第百四十条の規定に基づき、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示

第一条 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、同款の3(2)のウに規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のエに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(7)の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1
〔略〕

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導（次項において「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う場合は、授業時数の合計

改正前

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のウに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(6)の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1
〔同上〕

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

<p>3 おおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとし、当該指導に加え、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合においても、これらの指導に係る修得単位数の合計数は二十一単位を超えないものとする。</p>	<p>3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第二条 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二（規則第八十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、次の各号に掲げる学校においては、日本語の能力に応じた特別の指導を、それぞれ当該各号に掲げるものに替えることはできないものとする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、同款の3(2)のウに規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のエに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(7)の規定により行う特別活動

二 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。） 特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）第一章第二節第二款の3(1)のイ(ア)に規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(1)のイ(イ)に規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目並びに同款の3(1)のウ(ウ)及び(エ)の規定により行う特別活動

改正前

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>三 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。） 特別支援学校高等部学習指導要領第一章第二節第二款の3(2)のイ①に規定する全ての生徒に履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動の全部、同款の3(2)のイ②に規定する専門学科において一以上履修させる専門教科の全部並びに同款の3(2)のイ③及び④の規定により行う特別活動</p> <p>2 1 〔略〕</p> <p>2 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百四条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導（次項において「障害に応じた特別の指導」という。）を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。）における日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、二十一単位を超えない範囲で当該高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとし、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合においても、これらの指導に係る修得単位数の合計数は二十一単位を超えないものとする。</p> <p>4 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。）における日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、八百九十四単位時間を超えない範囲で当該特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な授業時数のうちに加えることができるものとする。ただし、この場合においても、専門学科においては、全ての生徒に履修させる専門教科の授業時数が八百七十五単位時間を下回らないものとする。</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百四条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件本文ただし書の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条、第九十六条第一項、第二百二十九条及び第三百三十三条第一項の規定に基づき、高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示

第一条 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする生徒への指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p><u>ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導（以下「通級による日本語指導」という。）を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</u></p> <p><u>(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする生徒への指導</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>

位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(3) [略]

(3) [同左]

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第5款 生徒の調和的な発達の支援</p> <p>2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第132条の3の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導（以下「通級による日本語指導」という。）を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第5款 生徒の調和的な発達の支援</p> <p>2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>

定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に係る

Q & A【高等学校版】

文部科学省総合教育政策局国際教育課

目次

◆総論	- 4 -
Q1 日本語指導のための「特別の教育課程」とは何ですか。	- 4 -
Q2 今回の制度改正の趣旨を教えてください。	- 4 -
Q3 今回の制度改正により、どのような効果が考えられますか。	- 4 -
Q4 今回の制度改正の検討の経緯を教えてください。	- 4 -
Q5 今回の制度改正の国公立の高等学校等への適用はどうなりますか。	- 5 -
Q6 令和5年度からの施行としている理由を教えてください。	- 5 -
◆学校教育法施行規則関係	- 5 -
<第 86 条の2>	- 5 -
Q7 高等学校における「特別の教育課程」とは何を意味しますか。	- 5 -
Q8 高等学校における「特別の教育課程」の編成の主体は誰ですか。	- 6 -
Q9 規則第 83 条の例外規定としている理由を教えてください。	- 6 -
Q10 規則第 84 条の例外規定としている理由を教えてください。	- 6 -
<第 86 条の3>	- 6 -
Q11 規則第 86 条の3の規定の趣旨を教えてください。	- 6 -
Q12 他校通級の場合の移動時間についても、「特別の教育課程」による日本語指導の時間に含めることはできますか。	- 7 -
Q13 他校通級を行う場合の留意点について教えてください。	- 7 -
<第 108 条第2項>	- 7 -
Q14 規則第 108 条第2項を改正する趣旨を教えてください。	- 7 -
<第 132 条の3、第 132 条の4>	- 7 -
Q15 規則第 132 条の3を改正する趣旨を教えてください。	- 7 -
Q16 規則第 132 条の4を改正する趣旨を教えてください。	- 7 -
◆平成 26 年告示関係	- 8 -
<告示本文>	- 8 -
Q17 高等学校等の教育課程に「加え、又はその一部に替える」とは、具体的にどういう意味か教えてください。	- 8 -
Q18 「替える」場合、日本語の能力に応じた特別の指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科・科目等の授業を受けたこととみなすことになるのですか。	- 8 -
Q19 必履修教科・科目等については、日本語の能力に応じた特別の指導を「替えることはできない」	

としている趣旨を教えてください。.....	- 8 -
Q20 日本語の能力に応じた特別の指導を「替えることはできない」教科・科目等について、特別支援 学校高等部における考え方を教えてください。.....	- 9 -
Q21 日本語の能力に応じた特別の指導を「替える」場合の留意事項を教えてください。.....	- 9 -
<告示の3>	- 9 -
Q22 告示の3を追加した趣旨を教えてください。.....	- 9 -
Q23 修得単位数の上限を 21 単位としている趣旨を教えてください。.....	- 10 -
Q24 日本語の能力に応じた特別の指導と障害に応じた特別の指導を併せて行う場合の考え方を教 えてください。.....	- 10 -
<告示の4>	- 11 -
Q25 告示の4を追加した趣旨を教えてください。.....	- 11 -
◆平成5年告示関係	- 11 -
<告示の3>	- 11 -
Q26 告示の3を改正した趣旨を教えてください。.....	- 11 -
◆高等学校学習指導要領関係	- 11 -
Q27 高等学校学習指導要領を改正する趣旨を教えてください。.....	- 11 -
Q28 日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合に教師間の連携に努めるためには、どのような ことが考えられますか。.....	- 11 -
Q29 指導計画は誰が作成するのでしょうか。.....	- 12 -
Q30 指導計画はいつ作成するのでしょうか。.....	- 12 -
Q31 指導計画の内容はどういったものなのでしょうか。.....	- 12 -
Q32 生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別 に設定された指導目標からみて満足できると認めるには、どのようなことが必要ですか。.....	- 13 -
Q33 生徒が他の学校に通学して日本語の特別の指導を受けた場合の単位認定は、在籍学校の校長と 他校の校長のどちらが行うことになりますか。.....	- 13 -
◆特別支援学校高等部学習指導要領関係	- 13 -
Q34 特別支援学校高等部学習指導要領を改定する趣旨を教えてください。.....	- 13 -
Q35 単位の修得の認定の留意事項に関して、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学 校の高等部が除かれているのはなぜですか。.....	- 14 -
◆その他	- 14 -
<指導内容等>	- 14 -
Q36 生徒が「日本語を用いて学校生活を営む」ことができるようにすることを目的とした指導とは、具 体的にどのようなことが考えられるのでしょうか。.....	- 14 -
Q37 生徒が「日本語を用いて学習に取り組む」ことができるようにすることを目的とした日本語指導と は、具体的にどのようなことが考えられるのでしょうか。.....	- 14 -
Q38 日本語の能力に応じた特別の指導の内容について、指導要録(指導に関する記録)への記載方 法を教えてください。.....	- 14 -
Q39 調査書における記載方法はどのようになるのか教えてください。.....	- 15 -
Q40 専門学科や総合学科における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてくだ さい。.....	- 15 -

Q41 定時制の課程における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてください。...	15 -
Q42 通信制の課程における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてください。...	16 -
<対象となる生徒>	16 -
Q43 「特別の教育課程」による日本語指導の対象となるのは、どのような生徒でしょうか。.....	16 -
Q44 対象となるかどうかは、どのように判断するのでしょうか。.....	16 -
Q45 対象となるかは、いつ判断するのでしょうか。.....	16 -
<実施形態等>	17 -
Q46 日本語指導を担当する教師が学校を巡回して指導を行う場合の留意事項を教えてください。-	17 -
Q47 夏休みや放課後等に日本語の能力に応じた特別の指導を行ってもよいでしょうか。.....	17 -
Q48 日本語の能力に応じた特別の指導は、学校のどのような場所で実施すればよいのでしょうか。-	17 -
Q49 日本語の能力に応じた特別の指導は個別指導で行うのですか。グループ指導があるとすれば どのような内容ですか。.....	17 -
Q50 高等学校に在学する生徒が中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において日 本語の能力に応じた特別の指導を受けるといように、同一学校段階で異なる学校種における指 導も、「特別の教育課程」による他校における日本語指導として認められますか。.....	17 -
Q51 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施する場合、日本語の学習に関する学校設定教 科・科目を設けることはできないのでしょうか。.....	18 -
<担当する教師等>	18 -
Q52 日本語指導を担当する教師に求められる資質はどのようなものなのでしょうか。.....	18 -
Q53 日本語指導を担当する教師は、どのような免許を所有している必要がありますか。.....	18 -
Q54 地域や学校外部の方の協力を得る場合、どのような役割が考えられるでしょうか。.....	19 -
Q55 日本語指導を担当する教師の研修はどのようにすればよいでしょうか。.....	19 -
<指導体制づくり等>	20 -
Q56 校内の指導・支援体制をつくるためには、どのような取組が考えられますか。.....	20 -
Q57 保護者との連携をどのように図っていけばよいでしょうか。.....	20 -
Q58 令和5年度の運用開始に向けて、今後、高等学校を設置する教育委員会等に期待されることを 教えてください。.....	20 -
Q59 令和5年度の運用開始に向けて、国としてはどのような施策を実施していく予定ですか。...	21 -
Q60 対象生徒が少なかったり、散在したりしている地域においては、どのような指導・支援体制が考 えられるでしょうか。.....	21 -
Q61 「特別の教育課程」による日本語指導を実施する体制がすぐに整備できない場合、現在実施し ている指導を継続することはできないのでしょうか。.....	21 -

Q1 日本語指導のための「特別の教育課程」とは何ですか。

A 日本語の能力に応じた特別の指導が必要な児童生徒に対して、在籍学級以外の教室で個別の指導を行う実施形態を指します。

小・中学校等(義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。以下同じ。)については平成26年に制度改正を実施し、同年4月から「特別の教育課程」を編成した日本語の指導が実施されています。

Q2 今回の制度改正の趣旨を教えてください。

A 文部科学省が実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によると、公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加を続けています(平成20年度:1,562人→令和3年度速報:4,809人)。

一方、同調査の結果によると、日本語指導が必要な高校生等については、中途退学率や就職者における非正規就職率が高く、大学等への進学率が低いなどの課題も明らかになっています。

高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)は、中学校等(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)を卒業した生徒が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の機関であり、その後の就職や進学につながる重要な学びの場です。このため、小・中学校等からの学びの連続性を確保しつつ、生徒一人一人の日本語の能力に応じた個別の指導を行うことができるよう、高等学校等においても日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施を制度化するものです。

Q3 今回の制度改正により、どのような効果が考えられますか。

A 現在、日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高等学校等においては、日本語の学習に関する学校設定教科・科目を設置して日本語の指導を実施する取組が見られます。

今回、高等学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を可能とする制度改正を行うことにより、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力をはじめとした実態を把握した上で、個別の指導目標を設定し、当該生徒に応じたきめ細かな指導を実施することが可能となります。

これにより、日本語指導が必要な生徒にとっては、各教科等の学習への理解が促進され、中途退学の防止や卒業後の進路選択の充実などの効果が生じることが期待されます。

Q4 今回の制度改正の検討の経緯を教えてください。

A 令和2年3月に取りまとめられた「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)」及び令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方について、検討を進める必要がある旨の提言が行われました。

こうした提言を受けて、文部科学省において、令和3年4月に「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置し、高等学校関係者からのヒアリングを

交えつつ議論を重ねていただきました。検討会議においては令和3年9月に報告がまとめられ、高等学校等においても「特別の教育課程」の編成・実施を制度化し、生徒の日本語の能力に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要があることが提言されました。

また、検討会議報告においては、高等学校等における「特別の教育課程」の制度化の在り方について、義務教育段階と同様の制度とすることを基本としつつ、高等学校における教育の特徴(多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等)を尊重した内容とすべきであることも指摘されました。

今回の制度改正については、検討会議報告の内容を踏まえて実施したものです。

Q5 今回の制度改正の国公私立の高等学校等への適用はどうなりますか。

A 高等学校等において「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施することについては、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則及びその委任に基づく告示によって規定されるため、国公私立の高等学校等いずれもその適用対象となります。

なお、「特別の教育課程」による日本語指導については、国立学校や私立学校についても、学校の教育方針や地域の実情等を踏まえつつ、必要に応じて実施することが考えられます。

Q6 令和5年度からの施行としている理由を教えてください。

A 制度の運用開始に当たっては、制度の十分な周知期間を設けるとともに、制度施行までに、高等学校等が日本語指導を実践する際の指針となる資料を提供することも必要であることから、省令・告示等の改正については令和4年3月に公布する一方、施行は令和5年4月1日としました。

なお、文部科学省においては、令和3年度から「高等学校における日本語指導体制整備事業」を実施し、高等学校における日本語指導体制構築の手引、高等学校における日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインの作成を進めています。これらの手引及びガイドラインについては、令和4年度末までに完成する予定です。

◆学校教育法施行規則関係

<第 86 条の2>

Q7 高等学校における「特別の教育課程」とは何を意味しますか。

A 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第86条の2では、高等学校において日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる旨が定められています。

この「文部科学大臣が別に定めるところ」については、今回、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号。以下「平成26年告示」という。)を改正し、日本語の能力に応じた特別の指導を高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとなりましたが、これが規則第86条の2に定める「特別の教育課程」の具体的な内容を指します。この点については、小・中学校等と同様の内容です。

ただし、高等学校においては、日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領において規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間等に替えることはできないとされていることに留意が必要です。

Q8 高等学校における「特別の教育課程」の編成の主体は誰ですか。

- A 教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、教育課程を編成する主体である各学校において、全教職員の協力のもとに、学校の長たる校長が責任者となって編成することが大切です。

日本語の能力に応じた特別の指導は、特別の指導を「教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程を編成する主体である各学校が、対象となる生徒の実態把握等を適切に行った上で「特別の教育課程」編成・実施の判断を行うこととなります。

Q9 規則第 83 条の例外規定としている理由を教えてください。

- A 規則第 83 条においては、高等学校の教育課程は、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものとされています(中等教育学校の後期課程については、規則第 108 条第 2 項で第 83 条を準用しています)。

規則第 86 条の 2 に基づき、高等学校において日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、第 83 条に規定する各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動に加え、又はその一部に替えて、当該特別の指導により当該高等学校の教育課程を編成することができることとすることから、同条の例外規定とする必要があるものです。

なお、この点については、小・中学校等も同様の整理がなされています。

Q10 規則第 84 条の例外規定としている理由を教えてください。

- A 規則第 84 条においては、高等学校の教育課程について、規則第 6 章に定めるもののほか、高等学校学習指導要領によるものとされています(中等教育学校の後期課程については、規則第 108 条第 2 項で高等学校学習指導要領の規定を準用)。

規則第 86 条の 2 に基づき、高等学校において「特別の教育課程」を編成する場合は、高等学校学習指導要領に定める各教科等の内容以外の日本語の能力に応じた特別の指導を取り扱うことや、日本語の能力に応じた特別の指導を実施した場合に教科等の一部を取り扱わないことができることから、教育課程について高等学校学習指導要領によることとする第 84 条との関係においても例外規定とするものです。この点については、小・中学校等においても同様の整理が行われています。

なお、本条は、上記のような、学習指導要領によらず平成 26 年告示による部分について、規則第 84 条の適用を除外するものであり、学習指導要領の記載内容がすべて適用されなくなるわけではありません。例えば、授業時数や単位の修得、卒業の認定などの基本的な事柄については、「特別の教育課程」を編成した場合にも学習指導要領の規定が適用されます。

<第 86 条の 3>

Q11 規則第 86 条の 3 の規定の趣旨を教えてください。

- A 規則第 86 条の 3 では、高等学校の生徒が、在籍する学校以外の学校で日本語の能力に応じた特別の指導を受ける指導形態(いわゆる「他校通級」)の取扱いについて定めるものです。具体的には、校長が、設置者の定めるところにより他の学校で生徒が受けた授業を、自校において受けた

「特別の教育課程」による日本語の授業とみなすことができることとします。

なお、本条の規定による「他の学校」は、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部を指します。

Q12 他校通級の場合の移動時間についても、「特別の教育課程」による日本語指導の時間に含めることはできますか。

A 「特別の教育課程」を編成して実施した日本語指導の単位認定に当たり、日本語指導の授業時数として計上することができるのは、あくまでも実際に指導を受けた時間に限られます。指導を行っていない移動時間を含めることはできません。

このため、他校通級を実施する場合には、できるだけ移動しやすい学校に設定するなど、生徒が通いやすいような条件を考慮する必要があります。

Q13 他校通級を行う場合の留意点について教えてください。

A 他校通級を行う場合、学校間の移動に要する時間が発生するため、「特別の教育課程」による日本語指導と「替える」対象となる教科・科目の時間のみならず、可能な限りその前後の授業が受けられなくなることはないよう、工夫をする必要があります。具体的には、

- ・移動時間がそれほど長くないよう、できるだけ近隣の学校に通学する
- ・放課後や昼休み後の時間に他校に通学する時間を設定するなど、移動時間が前後の授業時間にかからないようにする。

また、他校通級の仕組みを活用し、日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高等学校等を拠点校として環境整備を行い、近隣校から特別の指導を必要とする生徒を受け入れることも考えられます。

<第 108 条第2項>

Q14 規則第 108 条第2項を改正する趣旨を教えてください。

A 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行うことは、中学校と同様に中等教育学校の前期課程においても可能となっています。このため、高等学校において日本語指導を制度化するにあたり、第 108 条第2項を改正し、第 86 条の2及び第 86 条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用し、「特別の教育課程」を編成した日本語の指導を実施できるようにするものです。

<第 132 条の3、第 132 条の4>

Q15 規則第 132 条の3を改正する趣旨を教えてください。

A 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行うことは、小・中学校と同様に、特別支援学校の小学部及び中学部においても可能となっています。このため、高等学校において日本語指導を制度化するにあたり、第 132 条の3を改正し、特別支援学校の高等部についても同様の規定を整備するものです。

Q16 規則第 132 条の4を改正する趣旨を教えてください。

A 第 132 条の3を改正し、特別支援学校の高等部においても「特別の教育課程」による日本語指導を実施することを可能とすることに伴い、他校通級についても可能とするような規定を整備するた

めの改正になります。

なお、特別支援学校の高等部の生徒が、在籍学校以外の学校において日本語の特別の指導を受ける際には、Q13 において述べたような留意点に加えて、当該生徒の障害の状態等に応じた配慮を検討することが必要になると考えられます。

◆平成 26 年告示関係

<告示本文>

Q17 高等学校等の教育課程に「加え、又はその一部に替える」とは、具体的にどういう意味か教えてください。

A 改正後の告示では、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部における「特別の教育課程」の具体的な内容として、小・中学校等と同様に、日本語の能力に応じた特別の指導を高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとしています。

すなわち、

- ・「加え」とは、各学科に共通する必修教科・科目や選択教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動以外に、「特別の教育課程」編成・実施の対象となる生徒に対しては、これらに加えて日本語の能力に応じた特別の指導を実施することを、

- ・「替える」とは、選択教科・科目の一部を「特別の教育課程」編成・実施の対象となる生徒については実施せず、その授業の時間に日本語の能力に応じた特別の指導を実施することを、

それぞれ意味します。

なお、小・中学校等とは異なり、日本語の能力に応じた特別の指導を高等学校等の教育課程の一部に「替え」て実施する場合には、高等学校等における教育の共通性の確保の観点から、必修教科・科目等とは代替できないこととしていることに留意が必要です。

Q18 「替える」場合、日本語の能力に応じた特別の指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科・科目等の授業を受けたこととみなすことになるのですか。

A 平成 26 年告示に規定している「替える」とは、「替える」対象となる教科・科目等と同一の目標を達成するための手段として代替するという意味ではなく、あくまでも当該教科・科目等の授業時間として代替するという意味です。

このことは、平成 26 年告示の1において「日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする」と規定しており、各教科・科目等の目標とは異なることから明らかです。

このため、日本語の能力に応じた特別の指導を受けたことにより、「替える」対象となる各教科・科目等の授業を受けたこととみなすことはできません。

Q19 必修教科・科目等については、日本語の能力に応じた特別の指導を「替えることはできない」としている趣旨を教えてください。

A 高等学校学習指導要領においては、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるために、全ての生徒に履修させるものとしての必修教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「必修教科・科目等」という。)が規定されています。

今回、高等学校において「特別の教育課程」を編成・実施することを制度化するにあたり、高等学校の教育の共通性を確保する観点から必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、日本語の能力に応じた特別の指導を受けるとしても、必履修教科・科目等については代替できないこととしたものです。

また、同様の考え方から、

- ・普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目
- ・専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目
- ・総合学科における「産業社会と人間」

についても、日本語の能力に応じた特別の指導と替えることはできないこととしています。

Q20 日本語の能力に応じた特別の指導を「替えることはできない」教科・科目等について、特別支援学校高等部における考え方を教えてください。

- A 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における各教科・科目の履修等については、高等学校学習指導要領に定める内容に準ずるものであることから、高等学校と同様の考え方とし、日本語の能力に応じた特別の指導を受けるとしても、必履修教科・科目等については代替できないこととしています。

なお、これらの高等部の専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目についても、日本語の能力に応じた特別の指導と替えることはできないこととしています。

一方、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部については、特別支援学校高等部学習指導要領により、単位履修・認定の考え方は用いられず、卒業までに履修させる各教科等及びその授業時数を各学校において定めることとされています。このため、知的障害特別支援学校高等部において全ての生徒に履修させることとされている各教科、道徳科、総合的な探究の時間、自立活動及び特別活動の授業時数の全てを、日本語の能力に応じた特別の指導に替えることはできません。しかし、これらの各教科等の授業時数の一部を、日本語の能力に応じた特別の指導と替えることはできることとしています。

なお、知的障害特別支援学校高等部の専門学科において一以上履修させる専門教科についても、授業時数の全てを日本語の能力に応じた特別の指導と替えることはできないこととしています。

Q21 日本語の能力に応じた特別の指導を「替える」場合の留意事項を教えてください。

- A Q19 において述べた通り、必履修教科・科目等については、日本語の能力に応じた特別の指導に「替える」ことができないこととしています。これらを除く教科・科目については、特別の指導の授業に替えることは可能ですが、当該生徒の学習状況や進路の希望等を踏まえるとともに、生徒本人の希望も考慮しつつ、「替える」対象の教科・科目を検討することが望ましいでしょう。

<告示の3>

Q22 告示の3を追加した趣旨を教えてください。

- A 高等学校学習指導要領では、74 単位以上で卒業までに修得させる単位数を定め、当該単位数を修得した者で特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められる者について校長が全

課程の修了を認めるとされています。告示の3は、教育課程に位置付けて日本語の能力に応じた特別の指導を実施するという今回の制度の性質に鑑み、高等学校等において「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施する場合には、当該指導により修得した単位数を、当該生徒の在籍する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとするものです。

他方、高等学校等における授業の一部に限り、特別の指導を受けるという「特別の教育課程」編成・実施の趣旨を踏まえ、告示の3においては、全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる上限を21単位とすることとしています。

なお、告示の3については、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く）において「特別の教育課程」を編成・実施する場合の修得単位数について定めていることに留意してください。※知的障害特別支援学校高等部については、告示の4で定めています。

Q23 修得単位数の上限を21単位としている趣旨を教えてください。

A 小・中学校等における「特別の教育課程」による日本語指導の授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。この点につき、高等学校等における授業時数・単位数については、検討会議報告において、小・中学校等における授業時数の標準を一つの目安として検討することが示されました。

他方、高等学校学習指導要領においては、小・中学校とは異なり、ほとんどの場合、各教科・科目等について、学年ごとの目標や内容が定められていないため、高等学校等における単位数の上限を年間ごとに定める必要はなく、全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる上限を定めることとしました。

具体的には、中学校における総授業時数に占める日本語の能力に応じた特別の指導の上限時数の割合と同等になるよう、高等学校等の卒業に最低限必要な単位数である74単位中、高等学校等における日本語の能力に応じた特別の指導による修得単位数については、21単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとしています。

このように、高等学校等においては、生徒の日本語の能力等の状況によっては、高等学校等に入学した直後に集中的な日本語の指導を実施した上で、各教科等の授業に参加できるようにするなど、卒業までの在学期間を通じた柔軟な教育課程の編成を行うことが考えられます。

Q24 日本語の能力に応じた特別の指導と障害に応じた特別の指導を併せて行う場合の考え方を教えてください。

A 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、日本語の能力に応じた特別の指導と学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「平成5年告示」という。）によって定める障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）の2種類の特別の指導を実施する場合においても、それぞれの指導による修得単位数の合計が21単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとしています。これは生徒の負担が過重とならないよう配慮が必要であるとともに、高等学校等における授業の一部に限り、特別の指導を受けるという「特別の教育課程」編成・実施の趣旨に鑑み、総授業時数に占める特別の指導の時数の割合を一定程度にとどめることが必要である

ためです。

<告示の4>

Q25 告示の4を追加した趣旨を教えてください。

A 知的障害者である生徒を教育する特別支援学校の高等部については、Q20 において述べた通り、単位ではなく授業時数に基づく履修の取扱いが行われています。このため、告示の4により、知的障害特別支援学校の高等部において日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合に、卒業の認定に必要な授業時数のうちに加えることができる時数の上限を示すこととしています。なお、上限を 894 単位時間としているのは、Q23 において述べた単位数と同様の考え方によるものです。

また、特別支援学校高等部学習指導要領においては、知的障害特別支援学校高等部の専門学科において、全ての生徒に履修させる専門教科の授業時数は 875 単位時間を下回らないこととされています。このため、告示の4においては、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合も、専門教科の授業時数が定められた時間数を下回らないものとするとしています。

◆平成5年告示関係

<告示の3>

Q26 告示の3を改正した趣旨を教えてください。

A Q24 において述べた通り、平成 26 年告示の3において、2種類の特別の指導を実施する場合に、修得単位数の合計が 21 単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとしています。これと同様の内容を、平成 5 年告示においても定めることとしています。

◆高等学校学習指導要領関係

Q27 高等学校学習指導要領を改正する趣旨を教えてください。

A 今回の改正では、規則第 86 条の2は、Q10 で述べた通り、高等学校の教育課程について高等学校学習指導要領によることとしている同第 84 条の例外としています。しかし、これは高等学校学習指導要領の内容の全てを適用除外とするものではなく、教育課程に日本語の能力に応じた特別の指導を加え、又は替える場合には、学習指導要領に定める教科等の内容以外の日本語の能力に応じた特別の指導を取り扱うことや、日本語の能力に応じた特別の指導を実施した場合に教科等の内容の一部を取り扱わないことができるという部分について、高等学校学習指導要領の例外とするものです。

このため、「特別の教育課程」を編成して日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合の配慮事項や単位認定の在り方については、高等学校学習指導要領において定めることとしたものです。

Q28 日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合に教師間の連携に努めるためには、どのようなことが考えられますか。

A 日本語指導の成果を十分に生かしていくためには、在籍学級において受ける各教科の授業においても、学級担任教師や各教科の担当教師が当該生徒の日本語の能力や学習状況等について正しい理解と認識を持ちながら、指導上の配慮を行っていく必要があります。

そのためには、日本語指導担当教師が、在籍学級の担任教師や各教科の担当教師に対し情報交換や助言を行い、対象となる生徒の教育内容や方針について関係者間で検討することが必要です。場合によっては、対象となる生徒の指導計画や具体的な指導方法等を検討する会議の場を設けることも考えられます。

また、対象となる生徒が他の学校において日本語の能力に応じた特別の指導を受ける場合には、指導を行う学校の日本語指導担当教師が、定期的に在籍学校を訪問することも必要になります。

このような情報提供や助言、学校訪問などの活動は、日本語の能力に応じた特別の指導を効果的に行うために必要不可欠なものであり、日本語指導を担当する教師の職務の一環として位置付けることが求められます。

Q29 指導計画は誰が作成するのでしょうか。

A 指導計画は、日本語指導担当教師や学級担任・教科担当教師等が連携して計画することが考えられます。日本語指導補助者が配置されている場合は、その意見も参考にすることが望ましいでしょう。

他校等に生徒が通学し、「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合であっても、指導計画の作成は、当該生徒の在学する学校の校長の責任の下で作成するものとします。

Q30 指導計画はいつ作成するのでしょうか。

A 高等学校等入学直後のできるだけ早い時期に、日本語能力等について把握を行い、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行う対象と判断した場合は、すみやかに指導計画を作成するのが望ましいです。また、年度途中の転入や編入があった場合も、日本語指導の要否等の判断を行い、必要に応じて指導計画を作成するようにしましょう。

なお、定期的に日本語能力の評価や学習の評価を行い、その内容を踏まえて、適宜計画の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に活かしていくことが求められます。特に来日直後の生徒の場合は、日本語の習得状況も短期間で変わるので、定期的に見直すことが重要です。

Q31 指導計画の内容はどういったものなのでしょうか。

A 指導計画は、以下のような構成が考えられます。ただし、各地域の実情等に応じて項目等を工夫することが求められます。

① 生徒に関する記録

- ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・国籍・在留資格等 ・家庭内で使用する言語
- ・入国年月日・学校受入年月日 ・生育歴・学習歴 ・家族構成, 家庭の状況
- ・学校内外での支援の状況 ・進路希望

② 指導に関する記録

- ・日本語の能力 ・指導目標・内容・形態 ・指導者の名前 ・指導場所
- ・授業時数・指導期間 ・指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価 等

なお、中学校等においても日本語指導を受けていた生徒については、当該学校から指導内容

に係る情報の引継ぎを受けることも、指導計画の作成に際して重要です。このため、市区町村教育委員会が都道府県教育委員会と連携しつつ、中学校等において指導計画の作成を促進し、その内容を高等学校に引き継ぐ体制を構築することが望ましいと考えられます。

また、指導計画の作成・管理や学校間の引継ぎに際しては、個人情報の取扱いについて十分な配慮が必要です。

Q32 生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認めるには、どのようなことが必要ですか。

A 生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを、具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価することが重要です。

このため、まず生徒が入学又は転編入学してきた時点で、日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について総合的に把握した上で、「特別の教育課程」による日本語指導を通じて、学校生活を送るとともに各教科の学習に日本語で取り組むための日本語の能力がどの程度向上しているか、またどのような課題があるのかなどについて把握することが求められます。

その際には、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、総合的に把握するための工夫が必要です。また、対象となる生徒の日本語の能力や学習成果には、以前の教育状況、日本での滞在期間のほか、学校への適応状況、家庭での学習環境など、様々な要因が影響を与え得ることを考え合わせ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められます。

さらに、学習評価の結果については、生徒の担任教師や教科担当教師とも共有し、在籍学級における各教科等の指導の参考にされることが望ましいでしょう。

Q33 生徒が他の学校に通学して日本語の特別の指導を受けた場合の単位認定は、在籍学校の校長と他校の校長のどちらが行うことになりますか。

A Q8において述べたとおり、「特別の教育課程」の編成の主体は、その対象となる生徒の在籍学校であることとされています。

このため、生徒が在学する高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えて日本語の能力に応じた特別の指導を実施し、生徒一人一人に応じた目標設定や個別的な指導を行うという制度の性質や、生徒の在籍学級での様子の変化も踏まえて日本語の能力に応じた特別の指導の成果を評価する必要があることに鑑み、生徒が日本語指導を受けている学校の校長ではなく、生徒が在学する学校の校長が単位の修得を認定することとしています。

なお、日本語の能力に応じた特別の指導が行われている学校においては、指導の記録を作成するとともに、生徒の在学する学校に対してその写しを通知することが必要です。

◆特別支援学校高等部学習指導要領関係

Q34 特別支援学校高等部学習指導要領を改定する趣旨を教えてください。

A Q27 において述べた内容と同様に、特別支援学校の高等部において「特別の教育課程」を編

成して日本語指導を実施する場合の配慮事項や単位認定の在り方について、特別支援学校高等部学習指導要領において定めることとしたものです。

また、特別支援学校高等部学習指導要領の改訂については、Q28～Q33 において述べた内容と同様の考え方に基づいていますので、各事項の回答を参考にしてください。

Q35 単位の修得の認定の留意事項に関して、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部が除かれているのはなぜですか。

- A 改訂後の特別支援学校高等部学習指導要領においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における日本語の能力に応じた特別の指導に係る単位認定の留意事項を示しています。これは、Q20 において述べたとおり、知的障害特別支援学校高等部については、特別支援学校高等部学習指導要領により、単位履修・認定の考え方が用いられていないことによります。

◆その他

<指導内容等>

Q36 生徒が「日本語を用いて学校生活を営む」ことができるようにすることを目的とした指導とは、具体的にどのようなことが考えられるでしょうか。

- A 日本の学校生活や社会生活について必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につけることが主な目的となります。健康・安全・関係づくりなどの観点や、学校生活で日常的に使う言葉などについて、その生徒の日本語の能力を踏まえて、必要な指導を行うことが考えられます。

具体的には、学校での様々な場面で使用する日本語の表現・語彙を学習したり、学校内に掲示されている文字を理解できるようにしたりすることなどが考えられます。

Q37 生徒が「日本語を用いて学習に取り組む」ことができるようにすることを目的とした日本語指導とは、具体的にどのようなことが考えられるでしょうか。

- A 日本語で行われる各教科等の授業に参加し、周囲の支援や様々な関わりを通して支障なく学習に取り組むことができることが主な目的となります。

このため、基礎的な日本語の力としての発音、文字・表記、語彙、文型に関する指導や、例えば「書く」ことに焦点を絞って段階的な指導を行うなど、生徒の日本語の習得状況や、学習の進捗状況に合わせた指導を行うことが必要です。また、指導に際しては、ICT 教材やオンライン指導なども有効に活用し、学習の効果を高めることが大切です。

なお、「特別の教育課程」による日本語指導は、在籍学級での学習に支障なく取り組むことができることを目的とするため、学習内容は在籍学級の担任教師や教科担当の教師と相談しながら進めることが求められます。

Q38 日本語の能力に応じた特別の指導の内容について、指導要録(指導に関する記録)への記載方法を教えてください。

- A 指導要録への記載に関しては、高等学校生徒指導要録(参考様式)及び[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]高等部生徒指導要

録(参考様式)の様式1(学籍に関する記録)裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」及び様式2(指導に関する記録)の「各教科・科目等の学習の記録」の「総合的な探究の時間」の欄の次に「日本語指導」の欄を設けて修得単位数の計を記載してください。また、高等学校及び特別支援学校高等部指導要録(参考様式)の様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、日本語の能力に応じた特別の指導を受けた学校名、授業時数及び指導期間、日本語指導の内容や指導の成果を記載してください。

なお、他の学校において日本語の能力に応じた特別の指導を受けた場合には、当該学校からの通知に基づき、在籍学校の学級担任の教師が記載することとなります。

指導要録への記載に当たっては、日本語指導の担当教師と学級担任の教師、日本語指導補助者、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討することが求められます。また、日本語の能力に応じた特別の指導の時間だけでなく、他の授業での当該生徒の状況の変化も踏まえて、その成果を把握することも重要です。

Q39 調査書における記載方法はどのようになるのか教えてください。

- A 調査書への具体的な記載方法については、高校・大学関係団体等の協議を経て策定する「大学入学者選抜実施要項」において令和5年6月頃にお示しする予定です。

Q40 専門学科や総合学科における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてください。

- A 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とするものであり、専門学科や総合学科等においてもこれは同様です。

しかし、各学科の特色を踏まえて、各専門教科等の学習や実践的・体験的な学習活動に主体的に参加できるよう、日本語の指導を工夫することも有効であると考えられます。

また、Q19 において述べた通り、必修教科・科目等に加えて、専門学科においては全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科においては全ての生徒に履修させる「産業社会と人間」についても、日本語の能力に応じた特別の指導と「替える」ことができないことに留意する必要があります。

Q41 定時制の課程における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてください。

- A 文部科学省の調査(令和3年度速報)において、公立高等学校の課程ごとの日本語指導が必要な生徒の在籍状況を把握していますが、定時制の課程が最も該当生徒数が多い状況となっています。このため、定時制の課程においても、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施することを検討することが求められます。

なお、定時制の課程において「特別の教育課程」を編成・実施する場合も、その取扱いは全日制の課程において実施する場合と同様です。ただ、日本語の能力に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に「加え」て実施する場合においては、対象となる生徒の事情等を勘案し、適切な時間帯に設定する必要があります。

Q42 通信制の課程における日本語の能力に応じた特別の指導の在り方について教えてください。

A 文部科学省の調査(令和3年度速報)によると、公立高等学校の通信制の課程においても、日本語指導が必要な生徒が在籍しています。このため、通信制の課程においても、必要に応じて「特別の教育課程」による日本語指導の実施を検討することが求められます。

なお、通信制の課程において「特別の教育課程」を編成・実施する場合も、その取扱いは全日制の課程において実施する場合と同様ですが、その添削指導の回数や面接指導の単位時間数については、各学校において、対象となる生徒の日本語の能力や学習状況等を総合的に勘案し、適切に定めることとなります。

<対象となる生徒>

Q43 「特別の教育課程」による日本語指導の対象となるのは、どのような生徒でしょうか。

A 「日本語指導が必要な生徒」としては、海外から帰国した生徒、外国籍の生徒、保護者のいずれかが外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情により、「日本語で日常会話が十分にできない生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている生徒」が考えられます。

その中で「特別の教育課程」による日本語指導の対象となる生徒は、在籍学級以外の教室で当該生徒の日本語の能力に応じた特別の指導を受ける必要がある生徒です。

なお、生徒の国籍や海外での成育歴の有無や来日時期等の情報だけで判断するのではなく、生活面・学習面での日本語等の状況を踏まえて判断することが望ましいと考えます。

Q44 対象となるかどうかは、どのように判断するのでしょうか。

A 日本語指導が必要かどうかの判断は、生徒の在籍学校の校長の責任の下で行うことになります。

判断に当たっては、日本語指導を担当する教師をはじめ、生徒の担任や各教科を担当する教師、日本語指導補助者など複数人により、生徒の実態を日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいと考えられます。

文部科学省においては、小・中学校等における日本語指導が必要な児童生徒のアセスメントのために「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」(以下「DLA」という。)を開発しています。高等学校等においては、小・中学校等における日本語指導との継続性の観点から、DLAにおいて示されている「JSL 評価参照枠」を活用し、評価の参考とすることも考えられます。

また、実際の指導に当たっては、保護者や本人にも十分に説明を行い、生徒が目標を持って意欲的に学習に取り組めるよう配慮することが必要です。

Q45 対象となるかは、いつ判断するのでしょうか。

A 高等学校等入学直後のできるだけ早い時期に、日本語能力等について把握を行い、判断を行うのが望ましいと考えます。

このため、学校においては、入学予定者の中に日本語指導が必要な生徒がどの程度いるかなどを把握し、新年度の始業に備えることが求められます。その際、帰国・外国人生徒を対象とした特別定員枠によって入学する生徒以外にも、日本語の指導が必要な生徒が含まれることが考えられます。このような場合に備えて、例えば、中学校との情報交換を早めに行うなどの連携を図ることも

効果的だと考えられます。

また、年度末に次年度の対象となる生徒について計画を立てたり、学期末などに定期的に状況を見直したりして判断することも重要です。生徒の日本語の習得状況は様々であり、また年度途中で編転入学する場合もありえるため、なるべく柔軟に対応できるよう指導体制づくりに工夫が求められます。

<実施形態等>

Q46 日本語指導を担当する教師が学校を巡回して指導を行う場合の留意事項を教えてください。

A 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行う場合の実施形態の一つとして、日本語指導を担当する教師が、対象となる生徒の在籍学校を巡回して日本語の能力に応じた特別の指導を行うことも考えられます。

この場合には、指導を行う教師の任命権を有する教育委員会が、当該教師が巡回先の学校において日本語の能力に応じた特別の指導を行うことについて、兼務発令や非常勤講師の任命を行うなどして身分取扱いを明確にする必要があります。

Q47 夏休みや放課後等に日本語の能力に応じた特別の指導を行ってもよいでしょうか。

A 夏休みや放課後等に日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合、これを正規の教育課程として位置付ける場合には、あらかじめ年間指導計画の中に組み込み、当該指導を受ける生徒に対して事前に十分な説明を行っておく必要があります。また、正規の教育課程として位置付けない補習等を行うことも可能です。

なお、そのような場合には、学校や地域、生徒の実態、指導内容等を勘案しながら、日本語の能力に応じた特別の指導を受ける生徒の負担が過重とならないよう十分な配慮が必要です。

Q48 日本語の能力に応じた特別の指導は、学校のどのような場所で実施すればよいのでしょうか。

A 日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場所としては、空き教室や特別教室の空き時間を利用することが考えられます。また、指導を行う場所については、生徒の学習意欲を保持し、有意義な学習時間とするためにも、必要な教材・教具の準備や資料の掲示など、適切な学習環境を整えることが望ましいでしょう。

Q49 日本語の能力に応じた特別の指導は個別指導で行うのですか。グループ指導があるとすればどのような内容ですか。

A 日本語の能力に応じた特別の指導は、対象となる生徒の日本語の能力や学習状況等によって指導内容が異なります。このため、同じ学校で日本語の指導を受ける生徒の状況を踏まえて、個別指導とグループ指導を適切に組み合わせて実施することが望ましいでしょう。

例えば、学校生活や日常生活に必要な日本語を学ぶ場合には、グループで実際に会話をしながら学習の方が効果的な場合があります。一方、例えば、作文などの「書く」指導は、個別指導の方が学習を深めやすいということもあります。このように、対象となる生徒や指導内容によって、指導方法を適宜検討した上で実施することが重要です。

Q50 高等学校に在学する生徒が中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において日

本語の能力に応じた特別の指導を受けるというように、同一学校段階で異なる学校種における指導も、「特別の教育課程」による他校における日本語指導として認められますか。

- A 高等学校に在学する生徒が、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において、日本語の能力に応じた特別の指導を受けるということも考えられ、この場合、当該指導は、在学する学校において受けた「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができます。もちろん、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する生徒が、高等学校において指導を受ける場合も同様です。

なお、この場合に、障害があり、かつ日本語指導が必要な生徒に対して指導を行うに当たっては、当該生徒の障害に関する知識や理解を前提とした日本語指導を行うことが必要となります。このため指導者には、日本語指導の専門性に加えて、対象となる生徒の障害に関する一定程度の専門性が必要となります。

また、特別支援学校の高等部に在学する生徒が高等学校で日本語指導を受けようとする場合は、当該高等学校における特別支援学校の生徒を指導するための体制や施設設備が整っており、かつ高等学校への移動時の安全面が十分に配慮されている必要があります。

Q51 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施する場合、日本語の学習に関する学校設定教科・科目を設けることはできないのでしょうか。

- A 学校設定教科・科目については、教科・科目の名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとされており、その目標・内容は、当該学校設定教科・科目を履修する全ての生徒に共通のものとなります。

他方、「特別の教育課程」を編成して実施する日本語指導は、対象となる生徒個々の日本語の能力等を踏まえて個別の指導目標、指導内容、単位数等を決定して行うものとなります。

したがって、「特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合に、日本語の学習に関する学校設定教科・科目を設置して指導を行うこともできます。このため、高等学校等においては、在籍する生徒の日本語の能力や学習状況等に応じ、「特別の教育課程」の編成・実施と学校設定教科・科目の設置のいずれかを選択する、又は組み合わせて実施するなど、適切な指導の在り方を検討することが求められます。

<担当する教師等>

Q52 日本語指導を担当する教師に求められる資質はどのようなものでしょうか。

- A 日本語指導を担当する教師は、個々の生徒の日本語の能力や特性を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。また、生徒の発達段階に応じた教育を行う専門的な知識と指導力に加え、外国人児童生徒等の状況や教育に関する知識と専門性も必要になります。

このため、日本語指導を担当する教師を配置する際は、これらの点を十分に勘案した上で、適任の者を充てることが重要です。

なお、新任教師を配置せざるを得ない場合は、日本語指導や外国人児童生徒等の支援に関する専門性や経験を有していることなどが望ましいでしょう。

Q53 日本語指導を担当する教師は、どのような免許を所有している必要がありますか。

- A 「特別の教育課程」による日本語指導は、高等学校等に在学している生徒に対して、日本語の

能力に応じた特別の指導を、高等学校等の教育課程に位置付けて行うものです。このため、日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師は、教員免許状を有している必要があります。加えて、日本語指導に関する専門性や経験を有する教師であることが必要ですが、特定の教科の免許状を有している必要はありません。

ただし、各教科・科目等に参加することを目的として行う日本語の指導に関しては、当該教科に関連する免許状を有する教員も参画し、日本語指導を担当する教師とともに指導に当たったり、指導計画の作成を行ったりすることが望ましいです。

なお、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において日本語の特別の指導を実施する教師は、それぞれの学校種に必要な免許状を有していることが求められますので留意してください。

Q54 地域や学校外部の方の協力を得る場合、どのような役割が考えられるでしょうか。

- A 「特別の教育課程」による日本語指導を行う際に、指導補助者として、地域の方や日本語指導の専門性を持つ学校外部の方の協力を得ることができる場合は、積極的に協力を依頼することが望ましいでしょう。

日本語の能力に応じた特別の指導を実施するに当たっては、指導計画に基づき、日本語指導を担当する教師が行う指導の補助を行ったり、生徒の母語が分かる場合は、通訳・翻訳・母語による支援を行ったりすることが考えられます。また、保護者と学校の間をつなぎ、母語による連絡調整・相談対応においても役割が期待できます。

日本語指導補助者の要件については、こうした方々を雇用する設置者の判断となりますが、地域の実情に応じて、経験年数、研修期間、資格などを考慮し、地域人材を幅広く活用することが重要です。また、設置者が地域の NPO・国際交流協会・大学等の関係機関・団体と連携し、当該機関から学校に対して、日本語指導補助者等を派遣してもらうような体制を構築することも重要です。

Q55 日本語指導を担当する教師の研修はどのようにすればよいでしょうか。

- A 外国人児童生徒等の指導に当たっては、通常の教科等の指導とともに、日本語指導や学校生活への円滑な適応のための指導支援を行うことができるよう、教師の専門性・指導力の向上が求められます。このため、都道府県教育委員会等においても、それぞれ研修の充実を図っていくことが重要です。

文部科学省では、各地域における教員研修の充実を図るため、以下の施策を実施しています。

- ・「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の作成・公開(平成25年度)
- ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のためのモデルプログラム」の作成・公開(令和元年度)
- ・「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣(令和元年度～)

これらの施策は、教育委員会等において、地域の実情に応じてどのような研修内容とすべきかを検討する際に参考となるものです。地域や参加者に応じた研修とするために、ぜひ御活用ください。

また、独立行政法人教職員支援機構においては、毎年度、日本語指導の指導者を養成するための研修を実施しています。さらに、文部科学省において、外国人児童生徒等の教育に携わる教師が必要最低限の知識を得ることができるよう、研修用動画を制作しホームページにおいて公開しています。

各教育委員会においては、日本語指導や外国人生徒の教育に携わる教師に対し、このような施策を活用しつつ、適切な研修を実施することが望ましいと考えます。

なお、外国籍の生徒については、高等学校等を卒業した後の進路を決定する際に、どのような在留資格を有しているのかも重要な情報となります。このため、教員研修を実施する際に、在留資格に関する内容を盛り込むことも必要です。

<指導体制づくり等>

Q56 校内の指導・支援体制をつくるためには、どのような取組が考えられますか。

A 日本語指導の対象となる生徒に対する適切な指導及び支援の充実を図るためには、在籍学級の担任教師や教科担当の教師と日本語指導担当教師が綿密な連携協力を図ることが必要です。

また、日本語指導が必要な生徒が、学校生活を円滑に送ることができ、主体的に学ぶことができる環境作りを目指して、校内委員会を設置するなど指導・支援体制を整えることは重要であり、以下のような取組が考えられます。

① 学校教育目標・学校経営方針等に示す

学校経営のもととなる教育目標や経営方針に、日本語指導が必要な生徒への教育や多文化共生の考え方について項目を立てて示すことが望まれます。

② 校務分掌に位置付ける

校務分掌のひとつとして日本語指導を含む外国人生徒等の教育支援や多文化共生・異文化理解の推進を位置付けることが必要です。分掌をどのような組織及びメンバーとするかについては、各学校の実情や目指す方向を踏まえて検討することが望ましいでしょう。

③ 理解啓発を図る

日本語指導が必要な生徒について、学校や地域の理解啓発を図ることが必要です。教職員に対する校内研修や授業公開、日本語指導が必要な生徒と他の生徒とが互いを尊重しながら学び合う多文化共生・異文化理解に関する教育活動、また、PTA 活動を通じた保護者同士の関係構築などの推進により、多様性を受容する学校づくり・地域づくりを進めることが重要です。

なお、補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の活用による日本語指導補助者・母語支援員の配置や、高等学校の教職員定数における外国籍等の生徒への日本語指導のための加配定数措置を活用し、指導体制の充実を図ることも考えられます。

Q57 保護者との連携をどのように図っていけばよいでしょうか。

A 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合は、保護者の希望や生徒の進路等も踏まえ、指導内容についてよく相談の上、保護者の理解と協力を得るよう努めることが必要です。

生徒が受ける指導の内容、授業時数、指導の場所、学習評価の結果等について、必要に応じて母語が分かる支援者の協力を得ながら、保護者に対して説明を行い、理解を求めたり、保護者の疑問に答えたりすることが必要です。

Q58 令和5年度の運用開始に向けて、今後、高等学校を設置する教育委員会等に期待されることを教えてください。

- A 令和5年度の運用開始に向けて、教育委員会等においては以下のような取組が求められます。
- ・「特別の教育課程」を編成した日本語指導を実施する高等学校等の検討・決定をはじめ、設置する高等学校等のニーズや状況を踏まえた積極的な検討の実施
 - ・学校に対する支援体制の構築・強化(日本語指導補助者・母語支援員等の配置・派遣、国際交流協会・NPO・大学等との連携体制構築、地域の多様な関係者との情報交換・協力関係づくり等)
 - ・日本語指導の対象となる生徒の指導内容等について、中学校からの引継ぎ・情報提供のための仕組みづくり
 - ・日本語指導や外国人生徒等の教育を担当する教師の配置・専門性の向上
 - ・日本語指導が必要な児童生徒の高校進学を促進するための取組(高校進学ガイダンスの実施、公立高等学校入学者選抜における特別定員枠の設定や受検上の配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の実施
 - ・所管の学校における多文化共生・異文化理解に関する教育活動の推進やそのための教員研修の実施

Q59 令和5年度の運用開始に向けて、国としてはどのような施策を実施していく予定ですか。

- A 令和5年度の運用開始に向けて、文部科学省においては以下のような施策を実施していく予定です。
- ・高等学校等における「特別の教育課程」の編成・実施に関する説明会の実施
 - ・補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の配置等、学校内における日本語指導体制構築を促進
 - ・「高等学校における日本語指導体制整備事業」により、高等学校における日本語指導体制構築の手引、日本語指導等のカリキュラム作りのガイドラインを作成(令和4年度中を予定)
 - ・「高等学校等における日本語能力評価に関する予備的調査研究事業」により、高等学校等における日本語能力把握の先進事例収集、日本語能力の把握に資するツールの研究を実施(令和4年度中を予定)
 - ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」による先進事例の収集・周知
 - ・高等学校等における日本語指導に関する指導体制の充実に向けた検討を実施

Q60 対象生徒が少なかったり、散在したりしている地域においては、どのような指導・支援体制が考えられるでしょうか。

- A 1校当たりの対象生徒数が少ない地域においては、日本語指導を担当する教師や指導補助者が複数校を巡回して指導を行うことや、通学しやすい場所にあるなどの条件が整った高等学校等に教師・指導補助者等を配置して「拠点校」として整備し、近隣の生徒が通学して指導を受けることなどが考えられます。また、地域の実情に応じて、NPO・大学等の協力を得ながら、オンラインによる日本語指導を行うなどのICTを活用した指導も有効であると考えられます。

なお、指導対象の生徒数が少ない地域では、各学校の体制整備だけでなく、設置者である教育委員会が地域全体として体制整備を進めていくことが求められます。

Q61 「特別の教育課程」による日本語指導を実施する体制がすぐに整備できない場合、現在実施している指導を継続することはできないのでしょうか。

A 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施する制度を導入することにより、これまで地域の実情に応じて実施されてきた日本語指導を行うことができなくなるということはありません。高等学校等に在籍している生徒に対し、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施することが望ましいと考えられるが、すぐに指導のための体制を整備できない場合は、これまでに実施していた日本語指導を継続しつつ、学校内の体制整備を進めることが適切です。

その際、将来的に「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施することを目指して指導計画を作成するなど、きめ細かな指導を実現するための対応をとることが考えられます。